静岡県告示第167号

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和元年7月19日から2週間下田土木事務所において一般の縦覧に供する。 令和元年7月19日

静岡県知事 川勝平太

路	線	名	供	用	開	始	0	区	間	供用開始の期日
414号			下田市須原字大向井654番の1から							令和元年7月19日
			賀茂郡河津町逆川字神田84番の1まで							